

生駒市規則第21号

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則（平成13年3月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日に当たるときを除く。）

第3条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。